入札参加資格停止措置について

港湾空港技術研究所は、日本ネットワークエンジニアリング株式会社（所在地：東京都中央区銀座七丁目１５番５号）に対して入札参加資格停止措置を行いました。
詳細は以下のとおりです。

入札参加資格停止措置の概要

１．入札参加資格停止措置業者名及び住所

入札参加資格停止措置業者名	住　　所
日本ネットワークエンジニアリング株式会社	東京都中央区銀座七丁目１５番５号

２．入札参加資格停止措置期間
令和４年５月３０日から令和４年８月２９日まで（３箇月間）

３．事実概要
日本ネットワークエンジニアリング株式会社は、国立研究開発法人海上･港湾･航空技術研究所港湾空港技術研究所発注の「SINET 接続用アクセス回線サービス提供」において、当研究所から SINET6 横浜（神奈川）データセンター間の伝送路手配において、相互接続先キャリアダークファイバの納期遅延が発生したため、履行開始が遅れたもの。
なお、相互接続先キャリアの納期遅延は当研究所関連申し込みのみではなく、他の申し込みについても新型コロナ等による供給部品の調達遅延による遅延がある状況。
相互接続先キャリア担当者と納期遅延に関する確認を行った結果、2 月 25 日現在では、4 月 27 日には局内ダークファイバ接続が完了することを確認。接続完了を持って確認試験後、回線切替作業を実施予定となり回線開通が遅延するものであることから、契約書第 30 条第 1 項第 2 号に基づき契約を解除し、同契約書第 37 条第 4 項により損害金及び違約金の発生はない。

４．入札参加資格停止措置理由
国の有資格登録業者である当該業者が、契約不履行により契約を解除されたことは、信頼関係を著しく損なう行為であり、港湾空港技術研究所入札参加資格停止等措置要領（平成２２年１１月１日付、研究所細則第８号）別表第２第１５号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

（別表第２第１５号（不正又は不誠実な行為））

措　置　要　領	期　間
（不正又は不誠実な行為） 15　別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上９ヵ月以内